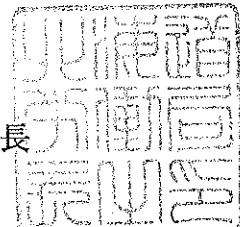


北労発安第243429号

平成24年12月11日

北海道経済連合会 様

北海道労働局長



平成25年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の
就職・採用活動に係る取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業予定者の求人求職秩序の維持につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動にあたりましては、平成24年度と同様、企業側は「採用選考に関する企業の倫理憲章」（以下「倫理憲章」という。）を、大学等側は「平成25年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）をそれぞれ別紙のとおり定め、就職採用情報交換連絡会議において、双方が倫理憲章及び申合せを尊重した採用活動・就職の取扱いを行うことで合意したところであります。

この倫理憲章及び申合せを踏まえ、厚生労働省では文部科学省等と連携して、大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が円滑に行われるよう、求人求職の秩序の維持、採用内定取消しの防止に努めるとともに、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記の事項について御配意をお願いいたします。

また、会員企業様に対しましても、この内容について御周知くださいますよう併せてお願ひいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

倫理憲章及び申合せ内容を踏まえ、平成25年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。



(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成25年度大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、平成25年4月1日以降に展示・公開する。

なお、平成25年4月1日前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明し、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

平成25年度大学等卒業予定者を対象とした求人要項記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、平成25年4月1日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する平成25年度大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、求人の展示・公開開始以後、大学等の学事日程等にも配慮しつつ、求人状況等地域の実情に応じて開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

倫理憲章及び申合せは、平成25年度専修学校卒業予定者、公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらの者についても平成25年度大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 倫理憲章及び申合せ並びに公共職業安定機関の取扱い日程の周知を図ること
- ② 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ③ 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ④ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ⑤ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑥ 未就職卒業者及び既卒者を始めとして可能な限り多くの若年者の応募機会を確保すること

3 その他

上記については、厚生労働省ホームページにおいて公開していること。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/15.html>)

お問い合わせ先

北海道労働局職業安定部職業安定課若年雇用対策係

住 所 〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

電 話 011-709-2311 (内線3675)